

平成28年8月1日

平成28年度司法修習生採用選考申込者 各位

司法研修所事務局長

### 司法研修所からのお知らせ

あなたは、司法修習生に採用された場合には、下記第1のとおり、1年の修習期間中、導入修習及び集合修習の期間は司法研修所で修習し、分野別実務修習及び選択型実務修習の期間は指定された実務修習地の裁判所、検察庁及び弁護士会（以下「配属庁会」という。）で実務修習をすることになります。

ついては、採用選考申込みに当たり、下記第2から第4までの書類（第4の書類は入寮希望者のみ）を、4ページ及び5ページの「提出書類一覧」の要領に従って平成28年9月13日（火）（消印有効）までに司法研修所に提出してください。

### 記

#### 第1 修習期間等について

司法修習生として採用後の平成28年12月2日（金）から同月22日（木）まで司法研修所で導入修習が行われ、平成29年1月4日（水）から同年8月10日（木）まで配属庁会における分野別実務修習が行われます。その後、配属庁会における選択型実務修習と司法研修所における集合修習が、それぞれ約1か月半行われます。この選択型実務修習と集合修習の修習順序は下表のとおり、実務修習地によって異なります。

また、指定された実務修習地における住居の確保は、各自で行っていただくこととなります。

なお、司法修習生が外国旅行をしようとするときは、あらかじめ、司法研修所長（実務修習中は配属庁会の長）の承認を受けなければなりません。平成28年11月27日（日）（採用発令日）から平成29年1月3日（火）までの期間

（土曜日、日曜日、祝日を含む。）は、特にやむを得ない事情がない限り外国旅行は承認されませんので、注意してください。

実務修習地 \ 期間	平成29年8月中旬 ～9月下旬	平成29年9月下旬又は 10月上旬～11月中旬
① 東京、立川、横浜、さいたま、千葉、大阪、京都、神戸、奈良、大津、和歌山	集合修習	選択型実務修習
② ①以外の実務修習地	選択型実務修習	集合修習

#### 第2 実務修習希望地の調査について

司法修習生の実務修習地は、司法研修所長が修習の全期間を通じて修習に関して司法修習生を統轄する立場から決定します。その際の参考とするために、実務修習地についての希望を承知したいので、要領第1の事項に留意の上、別添の「実務修習希望地調査書」に必要事項を記載し、提出してください。

なお、配属される予定の実務修習地は、10月14日（金）頃発送してお知らせする予定です。司法研修所から、10月20日（木）までにこの通知が届かない場合は、提出書類一覧の問合せ先に電話で照会してください。また、この実務修習地は、その地における各自の住居の確保等の必要上から知らせるものであり、司法修習生として採用が内定したかどうかには関係ありません。

「実務修習希望地調査書」の記載に当たっては、次の点も理解しておいてください。

- 1 実務修習希望地調査書に希望地を記載してもらうのは、実務修習地を決定する際の参考とするためであり、希望どおりに決定されることを保証するものではない（特定の实務修習地に希望者が集中した場合などには、希望どおりに決定されないことがある。）。
- 2 実務修習地がどこであるかは、将来の進路に関し、何らの影響を及ぼすもの

ではない。

- 3 通知した実務修習地の変更は、認められない。
- 4 実務修習希望地調査書は、1のとおり実務修習地決定の参考とするほか、司法修習に関する事務のために利用することがある。
- 5 採用選考の申込みを取り下げたときでも、実務修習希望地調査書は返還しない。

### 第3 身上報告書について

要領第2の事項に留意の上、別添の「身上報告書」に必要事項を記載して、2部提出してください。

なお、採用選考の申込みを取り下げたときでも、身上報告書は返還しません。

### 第4 入寮の申込みについて（希望者のみ）

司法研修所における導入修習の期間中に合宿舎への入寮を希望する者の入寮申込みを受け付けます。

入寮を希望する者は、要領第3の事項に留意の上、別添の「入寮許可願」に必要事項を記載し、提出してください。

なお、採用選考の申込みを取り下げたときでも、入寮許可願は返還しません。

おって、集合修習の期間中に入寮を希望する場合の入寮申込みについては、別途お知らせします。

## 提出書類一覧

申込者全員が提出する書類

提出書類	提出方法・提出期限	記載要領	問合せ先
実務修習希望地調査書	同封した司法研修所(企画第二課調査係)宛て封筒又はダウンロードした宛先	要領第1	司法研修所事務局 企画第二課調査係 TEL 048-460-2045 (直通) 午前10:00～午前11:30 午後1:30～午後4:30
身上報告書2部 写真5枚 (2枚は身上報告書に貼付し、残り3枚は、裏面に氏名を記載し、記載したインクによって写真の表面が汚れないようにして、写真用封筒に封入する。)	見本を印刷し、適宜の封筒に貼付するなどして作成した同係宛て封筒を使用して、簡易書留郵便で送付する。  期限 平成28年9月13日(火) (消印有効)	要領第2	

入寮希望者のみが提出する書類

提出書類	提出方法・提出期限	記載要領	問合せ先
入寮許可願	各自で用意した司法研修所(いずみ寮)総務課寮務係宛て封筒(封筒の表に「入寮許可願在中」と朱書きする。)又はダウンロードした宛先見本を印刷し、適宜の封筒に貼付するなどして作成した同係宛て封筒を使用して、簡易書留郵便で送付する。	要領第3	司法研修所(いずみ寮) 総務課寮務係 TEL 048-233-0034 (直通) 午前10:00～午前11:30 午後1:30～午後4:30
返信用封筒 (長形3号, 宛名記載, 82円切手貼付)	期限 平成28年9月13日(火) (消印有効)		

(要領第1)

実務修習希望地調査書<全員提出>

- 1 実務修習希望地調査書を1部作成し、提出する。
- 2 旧姓の使用を希望する者は、②欄に旧姓を記載する。身上報告書への記載も忘れないこと。
- 3 ③欄には、特筆すべきことがなければ「良好」又は「問題なし」と記載し、治療継続中の病気や既往症・身体上の障害等がある場合には具体的な病名等を記載すること。
- 4 ④欄は、郵便物の送付先としても使用するの、正確に記載すること。
- 5 ⑤欄は、必ず記載すること。
- 6 ⑥欄及び⑧欄の出身大学名や出身法科大学院名等は、正確に記載すること。⑧欄には、予備試験合格者は「予備試験」と記載する。
- 7 ⑩欄は、次の点に留意して記載する。

平成28年度採用司法修習生の実務修習地は、次のとおり予定している。

- 1群 東京、立川、横浜、さいたま、千葉、宇都宮、静岡、甲府、大阪、京都、神戸、大津、名古屋、福岡、仙台、札幌
- 2群 水戸、前橋、長野、新潟、奈良、和歌山、津、岐阜、金沢、広島、岡山、熊本、那覇、福島、高松
- 3群 福井、富山、山口、鳥取、松江、佐賀、長崎、大分、鹿児島、宮崎、山形、盛岡、秋田、青森、函館、旭川、釧路、徳島、高知、松山

- (1) 実務修習地について希望地がある者は、第1希望地から第6希望地までの6箇所を表1「実務修習希望地の選択規則」に従い記載する。併せて、希望地に関して、配偶者(内縁者・修習終了までに婚姻する予定の婚約者を含む。)・子との同居希望、病気・通院、親族の介護、経済的事情等、実務修習希望地調査書の「理由コード」に該当する事情がある者は、必ず、その理由となる「理由コード」の番号及び具体的な事情を記載する。具体的な事情の記載については、表2及び別添の記載例を参照すること。

なお、記載された事情や記載内容の具体性の程度によっては、実務修習地を検討する際の参考としないことがある。

(表1) 実務修習希望地の選択規則

第1希望	1～3群から記載	(注意) <u>(1群から選択するのは2箇所まで)</u>
第2希望		
第3希望		
第4希望		
第5希望	3群から記載	
第6希望		

(表2) 事情の記載例

① 配偶者（内縁者・修習終了までに婚姻する予定の婚約者を含む。）・子との同居希望

理由コード	理由コードに該当する具体的事情
1	現在、民間企業に勤務している妻及び〇歳の子と同居して生活しているところ、今後も同居を継続するため、現住所地から通える地を希望する。

② 通院・病気

理由コード	理由コードに該当する具体的事情
2	〇〇病に罹患しており、現在月1回△△病院（□□県●●市）に通院して高度に専門性を有する治療を受けており、今後もその治療を継続する必要があるため、現住所地から通える地を希望する。

③ 親族の介護

理由コード	理由コードに該当する具体的事情
3	現在同居中の父親が身体障害者（1級、介護認定・要介護5）で、母と私で入浴・食事等の介護を行っており、私がいないと介護に支障が生じるため、現住所地から通える地を希望する。

④ 経済的事情

理由コード	理由コードに該当する具体的事情
4	法科大学院在学中の奨学金の返済額が1か月●万円（総額●●●万円）となっているので、現住所地（自宅）から通える地を希望する。

(2) 実務修習地について特に希望地がない者は、「希望地」欄に「一任」又は「以下一任」と記載し、理由は記載しなくてもよい（表3の記載例参照）。

(表3) 実務修習希望地の記載例

①全部記載の場合

希望順位	希望地
1	東京
2	さいたま
3	広島
4	和歌山
5	高知
6	松江

②一部一任の場合

希望順位	希望地
1	大阪
2	鳥取
3	以下一任
4	
5	
6	

③全部一任の場合

希望順位	希望地
1	一任
2	
3	
4	
5	
6	

(3) 希望地の記載がない場合は「一任」として、途中順位までの記載しかない場合には「以下一任」として取り扱う。

8 ⑫欄は、次の点に留意して記載する。

- (1) この欄に記載する「親族等」とは、配偶者（内縁者及び婚約者も含む。）、父母（義父母含む。）、兄弟姉妹、祖父母、伯父・伯母（叔父・叔母）、甥姪をいう。
- (2) 婚約者については、修習終了までに婚姻する予定かどうかを問わず、該当する場合には記載する。
- (3) 親族等が司法書士、調停委員、司法委員及び参与員である場合には、記載を要しない。
- (4) 親族等が現職の裁判官・検察官・弁護士又は司法修習生（採用選考申込者を除く。）である場合には、必ず司法修習の期を記載する。親族等が司法修習生である場合には、当該修習生の実務修習地も必ず記載する。
- (5) 親族等が裁判所・検察庁の職員である場合には、勤務する裁判所・検察庁の

庁名及び役職を記載する（例：東京地方裁判所裁判所書記官，東京地方検察庁主任捜査官）。

- 9 ⑬欄には，本人，配偶者，近親者，友人・知人等を当事者とする訴訟，調停等の係属（係属見込みの場合を含む。）がある場合に，係属裁判所及び当事者名（続柄）を記載する。
- 10 ⑭欄には，配偶者（内縁者及び修習終了までに婚姻する予定の婚約者を含む。），子，親及び兄弟姉妹のほか，⑩欄の具体的事情に記載した者があれば記載する。
- 11 各欄に記載しきれない場合には，⑮欄を利用する。
- 12 この調査書に訂正がある場合，二重線を引き訂正する。訂正印は不要。
- 13 この調査書の記載について疑問等があるときは，４ページの問合せ先に照会する。
- 14 提出方法は，次のとおりとする。

同封の返送用封筒（司法研修所（企画第二課調査係）宛てのもの）又はダウンロードした宛先見本を使用して作成した同係宛て封筒を用い，身上報告書及び写真（４ページの「提出書類一覧」を参照すること。）と一括して，簡易書留で郵送する（ダウンロードした宛先見本を印刷し，適宜の封筒の表面に貼付して封筒を作成しても構わない。）。

## （要領第２）

### 身上報告書・写真＜全員提出＞

#### １ 身上報告書を２部作成し，提出する。

記載例を参考にして，９月６日現在（ただし，年齢については全て１１月２７日現在で記載すること。）で，黒のペン又はボールペンを用い，楷書で正確に記載する（２部とも同じ内容を記載する，又は１部に記載した上で１部コピーを取る。）。

(1) ※印の欄には記載しない。

(2) 「氏名」欄には，戸籍上の氏名を記載する。

なお，婚姻，養子縁組その他の事由により戸籍上の氏を改めた後も，旧姓の使用を希望する者は，「旧姓」欄に使用を希望する旧姓を記載する（旧姓使用を希望しない者は，「旧姓」欄への記載は不要である。）。実務修習希望地調査書への記載も忘れないこと。

(3) 「本籍」欄は，都道府県のみ記載する。

(4) 「経歴」欄は，学歴については，高等学校（卒業）から年代順に記載し，職歴については，６か月以上のものを記載する。

(5) 「家族関係」欄等の各欄の記載部分が足りなくなった際は，続けて「備考」欄を使用する。裏面等には記載しない。

(6) 記載を間違えたときは，二重線で抹消し，余白に正しい記載をする（訂正印不要）。

(7) 提出後に記載事項に変更が生じた場合には，司法研修所事務局企画第二課調査係に速やかに適宜の書面にて届け出る。

#### ２ 写真５枚を提出する。

カラー写真で，縦４センチメートル，横３センチメートル，上半身，脱帽，正面，無背景で３か月以内に撮影したものに限る。裏面右隅に氏名と生年月日を油性ボールペンで記載し，うち２枚は身上報告書の所定の箇所に貼付し（必ず，点線の枠にかからないように決められた大きさの写真を貼付する。），残りの３枚

は、写真裏面の氏名を記載したインクによって写真の表面が汚れないようにして、同封の写真用封筒又はダウンロードした写真用封筒の表書見本を貼付した適宜の封筒を利用し、必要事項を記載して封入する。

### 3 提出方法は、次のとおりとする。

1の身上報告書2部と2のうち写真3枚を入れた封筒を、実務修習希望地調査書（4ページの「提出書類一覧」を参照すること。）と一括して、簡易書留で郵送する。

### (要領第3)

#### 入寮許可願<希望者のみ提出>

##### 1 合宿舎及び遵守事項

合宿舎は、司法研修所いずみ寮及びひかり寮の利用を予定しているが、入寮申込みの状況に応じて近隣にある税務大学の学寮を利用することがある。

いずみ寮の利用方法等は、別紙「司法研修所いずみ寮在寮準則」のとおりであり、ひかり寮の利用方法等もこれにならう。税務大学の学寮の利用方法等は、入寮許可通知書と同時に通知する（いずれの寮も門限は午後11時（厳守）である。）。

合宿舎には、多くの入寮者が生活することになるので、上記の準則等に定められた共同生活上のルールを遵守しなければならない。これに違反したときは、退寮を命じられることがある。

##### 2 入寮許可願等の提出

入寮希望者は、別添の「入寮許可願」に所要事項を記載の上、返信用封筒（入寮許可申請をする者の住所、氏名及び郵便番号を明記し、82円相当の郵便切手を貼った封筒（長形3号、長さ235mm・幅120mm程度））を添付して、後記7の方法により、司法研修所（いずみ寮）総務課寮務係宛てに送付する。

通所できない事情がある場合は、その理由をできるだけ詳しく記載すること。

なお、提出期限までに入寮許可願が提出されないときは、入寮を許可されないの  
で注意すること。また、「入寮許可願」に虚偽の記載をした場合は、処分される  
ことがある。

##### 3 入寮許可決定及びその通知

入寮希望者が収容可能人数を超える場合、まず通所圏内に住居を有しない者を優先的に割り当てる。この割当て後なお収容が可能な場合、その余の入寮希望者について、現在の住所地又は自宅（実家を含む。）等の住所地から司法研修所までの通所時間等を踏まえて割り当てるが、抽選の方法によって割り当てる場合がある。

「入寮許可願」を提出した者に対しては、その入寮の許可通知を10月26日

(水) に、提出された返信用封筒を利用して発送する。

#### 4 合宿舎及び寮室の割当て

寮室は1人1室とし、合宿舎及び寮室の割当ては司法研修所が行う。割り当てられた合宿舎及び寮室を司法修習生同士で交換することは認められない。これらに違反したときは、退寮を命じられることがある。

#### 5 入寮日及び退寮日

入寮日は、12月1日(木)とする。その日より前に寮に到着しても宿泊することはできない。司法研修所のいずみ寮又はひかり寮の入寮手続は、当日の午前11時から午後4時までの間に行う。税務大学の学寮については、入寮許可通知書と同時に通知する。

退寮日は、12月23日(金)とする。

#### 6 寮費

入寮を許可された者は、入寮期間中の寮費を負担する。

司法研修所のいずみ寮又はひかり寮への入寮を許可された者の寮費は、11,000円(1日につき500円)であり、入寮許可通知書に同封の払込取扱票に住所、氏名等の必要事項を記載の上、期限内に所定の口座に振り込む。

税務大学の学寮への入寮を許可された者の寮費については、入寮許可通知書と同時に通知する。

#### 7 提出方法

入寮希望者は、2の入寮許可願及び返信用封筒を、各自で用意した司法研修所(いずみ寮)総務課寮務係宛ての封筒(封筒の表に「入寮許可願在中」と朱書きする。)又はダウンロードした宛先見本を使用して作成した同係宛て封筒に封入し、簡易書留で郵送する。

同一の封筒内に複数の入寮許可願を同封して郵送した場合には、当該入寮許可願は全て無効として扱うことになるので注意する。

(提出先) 〒351-0194 埼玉県和光市南二丁目3番8号

司法研修所(いずみ寮)総務課寮務係

#### (別紙)

司法研修所いずみ寮在寮準則(平成6年2月9日制定、同年4月4日施行)

裁判所の庁舎等の管理に関する規程(昭和43年最高裁判所規程第4号)第2条第4項の委任に基づき、同規程第19条によって司法研修所いずみ寮在寮準則を次のとおり定める。

第1条 この準則は、司法研修所いずみ寮(以下「寮」という。)が主として司法研修所における研修、研究、修習をする者の研修等のための滞在の用に供するものであることにかんがみ、寮の管理について必要な事項を定めるものとする。

第2条 入寮を希望する者は、入寮許可願を提出して、許可を受けなければならない。

入寮の許可を受けた者(以下「在寮者」という。)は、寮設置の目的を達成するため、寮における秩序を維持し、適切な環境を保持するよう協力しなければならない。

第3条 在寮者は、寮設置の目的を尊重し、他人の勉学、就寝を妨げ、その他他人の迷惑となる行為をしてはならない。

第4条 在寮者は、門限までに帰寮しなければならない。

来訪者がある場合は、門限までに退出させなければならない。

第5条 在寮者は、集会のため寮を使用する場合又は寮において文書等を掲示する場合には、その都度あらかじめ許可を受けなければならない。

第6条 在寮者は、常に防火に注意し、所定の場所以外で火気の使用又は喫煙をしてはならない。

火災その他の災害に際しては、消防及び避難に協力しなければならない。

第7条 在寮者は、その責に帰すべき事由により、建物、附属設備、備品等を毀損し、又は滅失させたときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

第8条 在寮者は、寮係員が建物、附属設備、備品等の管理のため寮室に立ち入る必要があるときは、これに協力しなければならない。

第9条 この準則若しくは第10条に基づき別に定める細則に違反したとき、又は寮の管理上やむを得ない事由があるときは、退寮させることができる。

第10条 この準則の施行についての細則は、別に定める。

実務修習希望地調査書  
(平成28年9月6日現在)

整理番号	
生年月日を数字化したものを記載すること。(例: 昭61.1.1生→610101) 平3.2.1生→030201)	

ふりがな ① 氏名 <input type="checkbox"/> 男 昭和 年 月 日生 <input type="checkbox"/> 女 平成 (平成28年11月27日現在 歳)	② 旧姓 (旧姓使用の希望者のみ記載) (身上報告書への記載も忘れないこと。)	③ 健康状態等
---	---	---------

④ 現住所 郵便番号 ( - ) ※郵便物の送付先としても使用するので正確に記載すること。

自宅電話 ( - - ) 携帯電話 ( - - )  
電子メールアドレス @

⑤ 志望  
 裁判官  検察官  弁護士  未定  その他 ( )

⑥ 出身大学  法学部出身の有無  有  無  出身法科大学院等  既修・未修の別  
 既修  未修

実務修習希望地	⑩ 希望順位	希望地	理由コード	理由コードに該当する具体的事情
	1	1群は2箇所まで記載可		
	2	1群は2箇所まで記載可		
	3	1群は2箇所まで記載可		
	4	1群は2箇所まで記載可		
	5	3群から記載		
	6	3群から記載		
理由コード		1 配偶者(内縁者・修習終了までに婚姻する予定の婚約者を含む。)・子との同居希望 2 病気・通院 3 親族の介護 4 経済的事情 5 その他 ※ 希望理由のない場合、理由コード等は記載不要		

⑪ 裁判所・検察庁職員である者又は過去に職員であった者の過去5年間の勤務地

⑫ 現職の裁判官・検察官・弁護士又は司法修習生(採用選考申込者を含む。)若しくは裁判所・検察庁の職員である親族等				⑬ 本人、親族、友人・知人等を当事者とする訴訟等の係属(見込地を含む。)	
続柄	氏名	勤務庁又は弁護士会名	司法修習期	(係属裁判所) 裁判所 支部 (当事者名(続柄))	

⑭ 家族及び⑩の具体的事情に記載した親族等(実務修習地に同伴する家族には「同伴」欄に○をすること。)

氏名	年齢	続柄	職業	同伴	現住所

⑮ 備考

※該当する□にレを付する。



実務修習希望地調査書 記載例

実務修習希望地調査書 (平成28年9月6日現在)

整理番号 630426  
生年月日を数字化したものを記載すること 例：昭和63年11月27日生→610101  
平成28年11月27日現在→2801

ふりがな しほう けんじろう ②旧姓 ③健康状態等  
①氏名 司法 研二郎 男 良好  
昭和 63年 4月 26日生 女  
平成 (平成28年11月27日現在 28歳)

④現住所 郵便番号(×××-××××)  
埼玉県〇〇市〇〇二丁目3番8号  
自宅電話(048-×××-××××) 携帯電話(090-××××-××××)  
電子メールアドレス ××××.××××.××.××

⑤志望  
裁判官 検察官 弁護士 未定 その他( )  
⑥出身大学 〇×大学 ⑦法学部出身の有無 有 無 ⑧出身法科大学院等 〇×大学法科大学院 ⑨既習・未修の別 既修 未修

⑩希望順位 希望地 理由  
1 東京 1 婚約者(氏名は別に記入)があり、本年12月10日に婚姻する予定であり、同日以降、相手方住所で同居予定である。  
2 さいたま 3 現在同居中の父親が身体障害者(1級、介護認定・要介護5)で、母と私で入浴・食事等の介護を行っており、私がいないと介護に支障が生じるため、現住所地から通える地を希望する。  
3 岐阜  
4 岡山  
5 鳥取  
6 松江

理由 1 配偶者(内縁者・修習終了までに婚姻する予定の婚約者を含む。)・子との同居希望  
2 病氣・通院 3 親族の介護 4 経済的事情 5 その他  
☆ 希望理由のない場合、理由コード等は記載不要  
⑪裁判所・検察庁職員である者又は過去に職員であった者の過去5年間の勤務地  
〇〇地方裁判所(平成27年4月1日～平成28年3月31日)

⑫現職の裁判官・検察官・弁護士又は司法修習生(採用選考申込者を含む。)若しくは裁判所・検察庁の職員である親族等  
⑬本人、親族、友人・知人等を当事者とする訴訟等の係属(見込地を含む。)

続柄	氏名	勤務庁又は弁護士会名	司法修習期	(係属裁判所)
伯父	司法 二郎	〇〇弁護士会	〇〇期	〇〇地方裁判所 支部
兄	司法 研一郎	司法修習生(千葉修習)	69期	(当事者名(続柄))
妹	司法 泉	採用選考申込者		司法一部(妻)

⑭家族及び⑬の具体的な事情に記載した親族等(実務修習地に同居する家族には「同居」欄に○をすること。)

氏名	年齢	続柄	職業	同居	現住所
司法 一郎	61	父	無職		埼玉県〇〇市〇〇二丁目3番8号
司法 花子	60	母	無職		同上
司法 研一郎	32	兄	司法修習生		同上
司法 泉	27	妹	採用選考申込者		同上
和泉 ひかり	27	婚約者	会社員		東京都〇〇区〇〇四丁目2番

⑮備考

※該当する□にレを付する。 司法研修所 〒351-0194 埼玉県和光市南二丁目3番8号 電話 048-460-2045 (企画第二課調査係)

11月27日までに氏名を変更した場合は、変更事項を記載した適宜の書面(必ず署名・押印すること。)及び変更事項を証明する書面として「戸籍抄本」又は「住民票の写し」(いずれも、認証のあるもの。司法研修所に提出する分については、写しで構わない。)を司法研修所事務局企画第二課調査係に速やかに提出してください。なお、別途最高裁判所への届出も必要です。

⑤～⑨の記載漏れがないように気を付けてください。  
⑩の出身法科大学院等について、予備試験合格者は「予備試験」と記載してください。また、旧司法試験等の合格者は、「旧司法試験」などと記載してください。

希望順位の1～4は、1群から3群の全ての修習地の中から希望する修習地を選んで記載してください。  
希望地の記載がない場合は「一任」として、途中順位までの記載しかない場合には「以下一任」として取り扱います。  
1群の修習地(この中から選択するのは2箇所まで)  
東京、立川、横浜、さいたま、千葉、宇都宮、静岡、甲府、大阪、京都、神戸、大津、名古屋、福岡、仙台、札幌  
2群の修習地  
水戸、前橋、長野、新潟、奈良、和歌山、津、岐阜、金沢、広島、岡山、熊本、那覇、福島、高松

希望順位の5・6は、必ず3群の修習地から選んで記載してください。  
3群の修習地  
福井、富山、山口、鳥取、松江、佐賀、長崎、大分、鹿児島、宮崎、山形、盛岡、秋田、青森、函館、旭川、釧路、徳島、高知、松山

過去5年間(平成23年から平成28年まで)勤務した庁名を記載するとともに在籍していた期間も記載してください。(記載例参照)

⑬欄に記載する「親族等」とは、配偶者(内縁者及び婚約者も含む。)、父母(養父母含む。)、兄弟姉妹、祖父母、伯父・伯母(叔父・叔母)、甥姪をいいます。  
・婚約者については、修習終了までに婚姻する予定かどうかを問わず、該当する場合には記載してください。  
・親族等が司法書士、調停委員、司法委員及び参与員である場合には、記載は不要です。  
・親族等が現職の裁判官・検察官・弁護士又は司法修習生(採用選考申込者を除く。)である場合には、必ず司法修習の期を記載してください。親族等が司法修習生である場合には、当該修習生の実務修習地も必ず記載してください。  
・親族等が裁判所・検察庁の職員である場合には、勤務する裁判所・検察庁の庁名及び役職を記載してください(例：東京地方裁判所裁判所書記官、東京地方検察庁主任捜査官)。

生年月日を元に整理番号を記載してください。  
例：昭和63年4月26日生まれの場合は「630426」  
平成元年2月10日生まれの場合は「010210」

特筆すべきことがなければ「良好」又は「問題なし」と記載し、治療継続中の病氣や既往症・身体上の障害等がある場合には具体的な病名等を記載してください。

記載する住所は、修習開始前までの郵便物(修習地の予定通知、組・番号・修習班の通知、教材等の発送等)の送付先の住所となりますので、11月27日までに住所変更等が生じた場合は、変更事項を記載した適宜の書面(必ず署名・押印すること。修習地決定後は、修習地も記載する。)を司法研修所事務局企画第二課調査係に速やかに提出してください。  
なお、10月13日までに住所変更等が生じた場合には、別途最高裁判所への届出も必要です。

【具体的な事情の記載内容について】  
○ 配偶者等との同居希望の場合  
例「現在、民間企業に勤務している妻及び〇歳の子と同居して生活しているところ、今後も同居を継続するため、現住所地から通える地を希望する。」  
※ 婚約者については、修習開始前から修習終了までの間に具体的に婚姻(入籍)の予定がある場合は、その時期についても記載してください(記載例参照。婚約者の氏名は、⑩欄にも必ず記載すること。)  
○ 病氣等の場合  
例「〇〇病に罹患しており、現在月1回△△病院(〇〇県●●市)に通院して高度に専門性を有する治療を受けており、今後もその治療を継続する必要があるため、現住所地から通える地を希望する。」  
※ 具体的な病名、通院先の病院名(所在地)及び現在の状況についても記載してください。  
○ 親族の介護の場合  
※ 介護を必要とする者及びその現在の状況、介護の態勢について具体的に記載してください。(記載例参照)  
○ 経済的事情の場合  
例「法科大学院在学中の奨学金の返金額が1か月●万円(総額●●●万円)となっているので、現住所地(自宅)から通える地を希望する。」  
※ 1つの希望地の欄に複数の理由コード、事情を併記しても構いません。  
※ 事情の記載欄が足りない場合は、⑬の備考欄を使用してください。

本人、配偶者、近親者、友人・知人等を当事者とする訴訟、調停等の係属(係属見込みの場合を含む。)がある場合は、係属裁判所及び当事者名(続柄)を記載してください。

家族(配偶者(内縁者及び修習終了までに婚姻する予定の婚約者を含む。)、子、親及び兄弟姉妹)のほか、⑭の具体的な事情欄に記載した者の氏名・年齢・続柄・職業・現住所を記載してください。  
記載に当たっては、9月6日現在(年齢については、11月27日現在)で記載してください。

各欄に記載しきれない場合には、この欄を利用してください。

極秘

# 身上報告書

70

(平成28年9月6日現在)

写真貼付  
 ☆写真の裏面に氏名を油性ボールペンで必ず記載する(5枚全て)  
 ※点線の枠にかからないように決められた大きさ(4cm×3cm)の写真を貼付する。

ふりがな氏名		ふりがな旧姓		・希望者のみ記載		※組・番号		
生年月日 年齢		昭和 平成 満		年 月 日生		性別		
		歳(平成28年11月27日現在)				※実務修習地		
現住所	本籍							
	電話 ( )		携帯電話 ( )		e-mail @			
経歴	学歴 昭和・平成 年 月				職歴			
	1 法科大学院の既修・未修コースの別(既修・未修) 2 その他( )				司法試験合格年月日 平成 年 月 日			
現在の健康状態等			過去の病歴					
自己の性格及び気質								
趣味・嗜好(たばこを除く)				資格及び技能等				
たばこ		吸う・吸わない		志望		裁・検・弁・未定・その他( )		
家族関係	氏名		年齢	続柄	扶養関係	職業	現住所	
備考								

この身上報告書は、司法研修所が司法修習に関する事務(裁判所法14条)のために使用するほか、高等・地方裁判所、高等・地方検察庁、弁護士会における実務修習(選択型実務修習を含む。)及び実務修習中の監督に関する事務(司法修習生に関する規則7, 8条)のために使用する。

記載例

極秘

身上報告書 70

(平成28年9月6日現在)

写真貼付

☆写真の裏面に氏名を油性ボールペンで必ず記載する(5枚全て)  
※点線の枠にかからないように決められた大きさ(4cm×3cm)の写真を貼付する。

☆旧姓使用を希望する者のみ記載  
※実務修習希望地調査書への記載も忘れないこと。

ふりがな氏名	この はなこ 甲野 花子	ふりがな旧姓	希望者のみ記 おつやま 乙 山	※組・番号		
生年月日 年 齢	昭和 平成 満32歳(平成28年11月27日現在)	性別	女	※実務修習地		
現住所	埼玉県和光市南2丁目3番8号			本籍 東京都		
電話	048 (XXXX) XXXX					
携帯電話	090 (XXXX) XXXX e-mail XXXX@XXXX.XX.XX					
経歴	学 歴		職 歴			
	昭和 平成15年3月 東京都立〇〇高校卒業 平成15年4月 私立〇〇大学法学部法律学科入学 平成19年3月 同大学同学部同学科卒業 平成24年4月 私立〇〇大学法科大学院入学 平成26年3月 同法科大学院卒業 ☆書ききれない事項は、備考欄に記載する。		平成19年4月 〇〇株式会社入社 平成21年3月 同 退社 平成21年4月 アパート(答案添削) ～平成24年3月 記載の対象となる職歴は、6か月以上であることとする。 ☆書ききれない事項は、備考欄に記載する。			
① 法科大学院の既修・未修コースの別 (既修・未修) ② その他 (☆1でない場合に記載する。例:予備試験,旧司法試験など)	司法試験合格年月日 平成28年9月6日					
現在の健康状態等	問題なし	過去の病歴	十二指腸潰瘍(平成18年)			
自己の性格及び気質	☆ なるべく詳しく書くこと					
趣味・嗜好(たばこを除く)	旅行, スポーツ観戦, 日本酒	資格及び技能等	日商簿記2級, 英検1級, 華道 TOEIC680点, 普通自動車免許			
たばこ	吸う・吸わない	志望	裁・検・弁	未定 その他(☆その他の場合はその職業を記載する。)		
家族関係	氏名	年齢	続柄	扶養関係	職業	現住所
	甲野 太郎	30	夫		会社員	埼玉県和光市南2-3-8
	" 一郎	3	長男	○	"	"
	乙山 修一	58	父		自営業	東京都千代田区準町4-2
	丙川 優子	35	姉		研究者	123 Abc Street Xyz City
☆ 配偶者, 子, 親, 兄弟姉妹を記載し, 「扶養関係」は本人が扶養している家族を○印で表示する。						
☆ 年齢は, 平成28年11月27日現在で記載する。						
備考	※MJ 01930 USA		1部コピーを取る場合でも, 2部とも写真を貼付する。			

この身上報告書は, 司法研修所が司法修習に関する事務(裁判所法14条)のために使用するほか, 高等・地方裁判所, 高等・地方検察庁, 弁護士会における実務修習(選択型実務修習を含む。)及び実務修習中の監督に関する事務(司法修習生に関する規則7, 8条)のために使用する。

司法研修所長 殿

平成28年度司法修習生採用選考申込者

ふりがな  
氏名

印

昭和・平成 年 月 日生 ( 歳) 男・女

入 寮 許 可 願

私の住居の状況等は下記のとおりであり、導入修習期間中に合宿舎へ入寮したいので、許可してください。

入寮中は、「司法研修所いずみ寮在寮規則」等の規則を厳守します。

記

1 現在の住所(必ず記載する。)

〒 住所  
電話番号 ( - - )  
携帯電話 ( - - )

2 1以外の自宅(実家を含む。)等の住所(複数ある場合はいずれも記載し、三つ以上ある場合には、下の余白に(3), (4)などと符号を付した上で記載する。)

(1) 〒 住所  
電話番号 ( - - )  
(2) 〒 住所  
電話番号 ( - - )

3 1及び2に記載の住所のうち、司法研修所までの所要時間が最短のもの(当該住所が、東京都、神奈川県、埼玉県又は千葉県内にある場合のみ記載すれば足りる。)

1の住所  2(1)の住所  2(2)の住所 (  2の(1)(2)以外→ )

4 3でチェックを付した住所の最寄り駅等

(1) 最寄り駅 線 駅  
(2) 最寄り駅からの所要時間 時間 分  
(到着駅)  和光市駅  大泉学園駅

(3) 最寄り駅までの移動手段と所要時間  
 徒歩 分  バス 分 (乗車停留所名 )

5 3でチェックを付した住所から司法研修所に通所できない場合は、その理由(できる限り詳しく記載する。)並びに3でチェックを付さなかった住所の利用の可否及び司法研修所までの所要時間

6 喫煙の有無  有  無

〒351-0194

埼玉県和光市南

二丁目3番8号

司法研修所 行

(企画第二課調査係)

実務修習希望地調査書・身上報告書 在中

簡易書留

(適宜の封筒の表面に貼付可)

		整理番号						
差 出 人	住所	〒      -						
	氏名							

同封書類を確認の上、  
○をつけてください。

	写 真 3 枚
	身 上 報 告 書 2 部
	実務修習希望地調査書

※ 入寮許可願は同封しないこと。

(差出人欄として適宜の封筒の裏面に貼付して使用可)

## 写真用封筒

裏面に氏名を記入してある  
4 cm × 3 cm の写真3枚を、写  
真裏面に記入した氏名のイン  
クで写真の表面が汚れないよ  
うにして、封緘してください。

記入してください。

整理番号※

--	--	--	--	--	--

氏名

※ 生年月日が昭和59年6月20日

→ 整理番号 590620

生年月日が平成3年2月20日

→ 整理番号 030220

(適宜の封筒に貼付し、写真用封筒を作成する)

〒351-0194

埼玉県和光市南二丁目3番8号

司法研修所（いずみ寮）

総務課寮務係 行

入寮許可願 在中

簡易書留

（長形3号封筒の表面に貼付可）